

認知症対応型デイサービスふるさと 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人隠岐共生学園（以下、「法人」という。）が開設する指定認知症対応型通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、介護職員等（以下「職員」という。）が、利用者に対し家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供すると共に、心身の機能維持に努め、併せて家族の身体的、精神的な介護の負担の軽減を図るため、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、認知症高齢者等対象者に対しての心身の特性を踏まえて、各人がその有する能力に応じて可能な限り自立して日常生活が営むことができるような自立の促進、生活の質の向上等を図ることを目的とした介護及び機能訓練等を適切に行う。

2 職員は、事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者の家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 認知症対応型デイサービスふるさと

(2) 所在地 島根県松江市玉湯町湯町1924番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、自立生活を支援するため他の職種とも連携し、利用者及び家族に対して相談援助等を行なうものとする。

(3) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員兼看護師は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なうとともに、利用者の健康チェック、入浴時のバイタルチェック、日常生活上の世話を等を行なうものとする。

(4) 介護職員 2名以上

介護職員は、入浴、食事、排泄等の介護及び日常生活上の世話を等を行なうものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業の営業日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までの日は除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(事業の利用人員)

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までの日は除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(事業の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は1日12人とする。

(事業の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた額とする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

(1) 昼食費 600円

(2) 前号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

4 利用料金表は、別紙のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は、松江市内とする。

(サービス又は施設利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は事業の提供を受ける際に、当日の健康状態について、職員に報告を行なうものとする。

2 利用者は許可された施設及び附属設備以外のものを使用しないこと。また、その使用を終了したときは、直ちに係員の点検を受けなければならない。

3 利用者はあらかじめ決められた場所又は、許可を受けた場所以外での飲食はしないこととする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（衛生管理等）

第11条 認知症対応型通所介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、介護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（緊急時における対処方法）

第12条 施設職員は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

（運営推進会議）

第14条 認知症対応型通所介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、松江市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び認知症対応型通所介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行なわれているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 法人は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また勤務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は学園が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年 4月27日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月 9日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

(令和3年3月23日一部改正)

1. この規程は、令和3年3月23日から施行する。

但し、改正条文については令和3年4月1日から適用する。

(令和4年9月21日一部改正)

1. この規程は、令和4年9月21日から施行する。

但し、改正条文については令和4年10月1日から適用する。

(令和6年3月21日一部改正)

1. この規定は、令和6年3月21日から施行する。

但し、改正条文については令和6年4月1日から適用する。

(令和6年5月 日一部改正)

1. この規定は、令和6年5月 日から施行する。

但し、改正条文については令和6年6月1日から適用する。